

平成 29 年度低公害車導入促進助成事業概要

公益社団法人 福岡県トラック協会

福岡県トラック協会	全日本トラック協会	国土交通省
助成対象 会員事業所	会員事業所に助成を行う 地方トラック協会	一般貨物自動車運送事業者 第二種貨物利用運送事業者 自動車リース事業者
<p>車両総重量 2.5 t 超の事業用貨物自動車で、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CNG 車（使用過程車改造を含む。） ・ ハイブリッド車 ・ 環境対応型ディーゼル車（平成 27 年度燃費基準達成車に限る。） ・ 別添「環境対応型ディーゼル車指定型式一覧」の通り。 <p>※割賦購入含む</p>	<p>車両総重量 2.5 t 超の事業用貨物自動車で、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CNG 車（使用過程車改造を含む。） ・ ハイブリッド車 <p>※割賦購入含む</p>	<p>車両総重量 2.5 t 超の事業用貨物自動車で、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CNG 車（使用過程車改造を含む。） ・ ハイブリッド車 <p>※補助要件（購入の場合の 3 台以上導入）の一部緩和あり。</p> <p>※割賦購入は補助対象外</p>
<p>別添「平成 29 年度低公害車導入促進助成金交付額一覧」の通り。</p> <p>但し、地方公共団体等の補助額がある場合は減額することができる。</p> <p>1 会員事業所当たりの助成台数は 5 台までとする。</p> <p>【予算執行状況については、県ト協ホームページにて随時お知らせいたします。】</p>	<p>別添「平成 29 年度低公害車導入促進助成金交付額一覧」の通り。</p> <p>但し、地方公共団体等の補助額がある場合は減額することができる。</p> <p>【予算執行状況については、県ト協ホームページにて随時お知らせいたします。】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ CNG 車、ハイブリッド車（新車リース、購入） 通常車両価格差の 1/3 【ただし新規登録から 11 年以上経過した事業用自動車の廃車を伴う場合は通常車両価格差の 1/3】 ・ CNG 車（使用過程車改造） 改造に要する経費の 1/3 <p>※申請方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通常申請の前に各事業者ごとの補助台数枠の確保が必要となるため、平成 29 年 9 月 1 日から 9 月末日までに「交付予定枠の申込書」（車両 1 台ごとに作成）により申請を行う。 2. 交付予定枠の申請より補助が認められた車両については「内定通知書」が発行される。 3. 「内定通知書」により補助が認められた車両について、従来の申請書類により補助金の申請を行う。
助成額	協調団体	協調団体
	<p>地方トラック協会 …地方トラック協会が助成しない場合は 全日本トラック協会も助成しない。</p>	<p>地方公共団体（地方トラック協会も可）</p>

平成 29 年度低公害車導入促進助成事業実施要領

公益社団法人 福岡県トラック協会

1. 助成対象車両

福岡県内に、新規に登録する低公害車（車両総重量 2.5t 超の事業用貨物自動車）で、以下の通り。

- ・ CNG 車（使用過程にあるディーゼルからの改造を含む。）
- ・ ハイブリッド車（新長期基準より NOx10%かつ PM50%低減車）
- ・ 平成 27 年度燃費基準を達成している環境対応型ディーゼル車
※別添「環境対応型ディーゼル車指定型式一覧」の通り。

2. 助成金の交付額及び台数

助成額は別添「平成 29 年度低公害車導入促進助成金交付額一覧」の通りとする。

※但し、地方自治体の補助等がある場合は、その金額を県ト協の助成額または県ト協と全ト協のそれぞれの助成額から減額できることとする。

※助成金は交付決定額の範囲内で交付する。

助成台数は 1 会員当たり 5 台までとする。

3. リースの取り扱い

CNG 車については、従来通り（財）環境優良車普及機構（LEVO）のみとする。ハイブリッド車、及び環境対応型ディーゼル車については、リース会社の指定は無いものとする。

4. 助成対象期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 2 月末日までに登録完了の車両を対象とする。

（事前申請手続きは平成 30 年 1 月末日までとする。）

【注意】車両を登録する前に事前に申請手続きを行って下さい。（平成 30 年 1 月末日まで）

※ただし、4 月 1 日から 6 月までの登録車両で、県ト協へ事前申請することができないものについては、以下の期間までに申請書を県ト協に提出して下さい。

- ① CNG 車・ハイブリッド車（県ト協・全ト協・国土交通省の協調助成）については、4 月～5 月登録の車両は 6 月 16 日まで、6 月登録の車両は登録日より 20 日以内とします。
- ② 環境対応型ディーゼル車（県ト協のみの助成）については、申請受付期間において申請手続き（交付申請書の提出）を行うことで、助成の対象とします。

※申請受付期間中でも申請額が予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了します。

【予算執行状況については、県ト協ホームページにて随時お知らせいたします。】

5. 要綱等

別添「低公害車導入促進助成金交付要綱」の通り。

6. その他

以下に該当するものについては、原則として助成できませんのでご注意ください。

- （1）自動車販売会社等に車両の所有権が留保されているもの。（割賦購入・リース契約を除く）
- （2）車両代金が手形により支払われたもの。（一部緩和あり）

低公害車導入促進助成金交付要綱

公益社団法人 福岡県トラック協会

〔目的〕

第1条 この要綱は、公益社団法人 福岡県トラック協会（以下「県ト協」という。）が、国、地方公共団体、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）等と協調又は、県ト協独自で、低公害車の導入にかかる費用の一部を助成することにより、窒素酸化物及びに粒子状物質並びに二酸化炭素の排出削減を図り、地域環境及び地球環境の保全に資することを目的とする。

〔定義〕

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「低公害車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車（以下「検査済自動車」という。）であって、以下に該当する自動車をいう。

① 車両総重量2.5t超のCNG車（使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む）、ハイブリッド車（新長期基準よりNOx10%かつPM50%低減車）

② 車両総重量3.5t超の、平成27年度燃費基準を達成している環境対応型ディーゼル車

※別添「環境対応型ディーゼル車指定型式一覧」の通り。

(2) 「会員」とは、県ト協及び支部・分会のいずれにも所属する事業者であって、低公害車を「リース」又は「購入（割賦購入含む）」により導入し、かつ使用するトラック運送事業者をいう。

【注意】自動車販売会社等に車両の所有権が留保されているもの（割賦購入・リース契約を除く）、または、手形により支払いを行うものは助成の対象にはならない（一部緩和あり）。

〔助成金の交付額及び台数〕

第3条 前条第1項の助成金の交付額は、別添「平成29年度低公害車導入促進助成金交付額一覧」の通りとする。ただし、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変えることができる。

2 消費税は助成の対象外とする。

3 1会員当たりの助成台数は5台までとする。

〔車両の登録〕

第4条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月末日までに福岡県内での登録及び実績報告を完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。（使用過程にあるディーゼル車からの改造天然ガス自動車を除く。）

〔交付申請〕

第5条 会員は、低公害車の助成金の交付を受けようとするときは、登録前に「様式1 低公害車導入促進助成金交付申請書」を、別に定める期日までに県ト協に提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

〔交付決定〕

第6条 県ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、「様式2 低公害車導入促進助成金交付決定通知書」により会員に通知する。

2 県ト協は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

〔導入実績報告及び助成金の請求〕

第7条 会員は、低公害車導入事業が完了したときは、完了した日から1か月以内に、リースによる導入のと

きは、「様式3の(1)低公害車導入促進助成事業実績報告書(リース)」を、購入(割賦購入含む)による導入のときは、「様式3の(2)低公害車導入促進助成事業実績報告書(購入)」を県ト協に提出しなければならない。

〔助成金の交付〕

第8条 県ト協は、前条の低公害車導入促進助成事業実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該車両がリースによる導入の場合は会員のリース契約先に対して、購入による導入の場合は会員に対して、それぞれ交付決定額の範囲内で助成金を交付する。

〔申請の変更・取下げ〕

第9条 交付決定後、申請内容を変更するときは、会員は、「様式4 低公害車導入促進助成金交付申請変更届出書」を県ト協に提出しなければならない。

- 2 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、会員は、速やかに「様式5 低公害車導入促進助成金交付申請取下届出書」を県ト協に提出し、その指示を受けなければならない。
- 3 環境対応型ディーゼル車は、登録予定日から1ヶ月以内の実績報告ができない場合、登録予定日の変更届、又は取下届を提出しなければならない。

〔交付決定の取り消しと助成金の返還〕

第10条 会員は関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

- 2 会員又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、県ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。
 - 1) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
 - 2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。
 - 3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。
 - 4) 事業者が県ト協を脱会したとき。
- 3 前項の場合において、当該取消し等に係わる助成金が、既に会員へ交付されているとき、県ト協は会員に対し期限を定めてその返還を求めることができる。
- 4 会員は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく県ト協に報告しなければならない。

〔財産の処分の制限〕

第11条 会員は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

〔報告〕

第12条 県ト協は、助成等に関して、会員に対し必要な報告を求めることができる。

〔その他必要な事項〕

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

〔附則〕

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成25年5月10日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

平成 29 年度低公害車導入促進助成事業実施における留意事項

公益社団法人 福岡県トラック協会

1. 助成対象車両

車両総重量 2.5 トン超の下記車両(事業用トラック)を助成対象といたします。

※ (1) ~ (3) は初度登録の車両に限ります。

- (1) CNG車
- (2) ハイブリッド車
- (3) 平成 27 年度燃費基準を達成している環境対応型ディーゼル車
- (4) CNG車 (使用過程にあるディーゼル車からの改造)

2. 導入台数要件

【CNG車・ハイブリッド車】

国土交通省の補助要件で購入の場合、同一年度で 3 台以上 (リース車両台数含む) 導入という要件があります。但し、以下の (1)、(2) のいずれかの条件を満たすことで、1 台からの申請も可能となります。

(1) 本社もしくはいずれかの営業所が下記①~③のいずれかの認証を取得していること。

- ①グリーン経営認証
- ②安全性優良事業 (G マーク) 認定
- ③ISO9001 又は ISO14001 認証

※申請条件を確認するため、登録証等(写し)の提出を条件とします。

(2) 購入とあわせて、新規登録から 11 年以上経過した事業用自動車を廃車にすること。

リースの場合、リース事業者に 3 台要件がかかるため 1 台から申請可能です。

【環境対応型ディーゼル車】

環境対応型ディーゼル車で、県ト協のみの助成を受ける場合、購入(割賦購入含む)・リースともに 1 台から申請可能です。

3. 協調補助【CNG車・ハイブリッド車】

国土交通省及び全ト協の補助制度を併用するためには、県ト協の助成を受けることが条件となります。ただし、割賦購入の車両は、国土交通省の補助対象外となるため、全ト協及び県ト協のみの協調補助となります。

なお、環境対応型ディーゼル車については、国土交通省及び全ト協の補助制度はありませんので、県ト協のみの助成となります。

4. リースの取扱い

- (1) CNG車 …環境優良車普及機構(LEVO) (指定)
- (2) ハイブリッド車 …リース会社(リース会社の指定なし) (LEVO も可)
- (3) 環境対応型ディーゼル車 …リース会社(リース会社の指定なし)

5. その他

以下に該当するものについては、原則として助成できませんのでご注意ください。

- (1) 自動車販売会社等に車両の所有権が留保されているもの。(割賦購入・リース契約を除く)
- (2) 車両代金が手形により支払われたもの。(一部緩和あり)

【手続き】

1. 申請

【国土交通省】CNG車・ハイブリッド車については、通常申請の前に、各事業者ごとの補助台数枠の確保のための申込みが必要となります。（割賦購入は補助対象外）

- (1) 9月1日から9月末日までに「交付予定枠の申込書」（車両1台ごとに作成）により交付予定枠の申請を行います。
- (2) 交付予定枠の申請により補助が認められた車両については「内定通知書」が発行されます。
- (3) 「内定通知書」により補助が認められた車両について、従来の申請書類により補助金の申請を行います。

※「内定通知書」の有効期限は登録予定日より30日以内ですが、4月1日から10月末日までの登録車両については有効期限内に「内定通知書」が発行されない場合がありますので、4月1日から10月末日までの登録車両については11月末日までに緩和されます。また、申請期限は登録日より30日以内ですが、4月1日から10月末日までの登録車両については11月末日までに緩和されます。

【全ト協・県ト協】CNG車・ハイブリッド車については、**車両を登録する前に**「低公害車導入促進助成交付申請書」（5枚複写式）を使用して、申請手続きを行って下さい。（平成30年1月末日まで）

ただし、4月～6月の登録車両に限り、車両登録後の申請（交付申請書〔5枚複写式〕の提出）を認めます。なお、車両登録後の申請受付は、4月～5月登録の車両は6月16日まで、6月登録の車両は登録日より20日以内に限りです。

【県ト協のみ】環境対応型ディーゼル車については、**車両を登録する前に**「様式1 低公害車導入促進助成金交付申請書」（環境対応型ディーゼル車用）により、申請手続きを行って下さい。（平成30年1月末日まで）

ただし、4月～6月の登録車両に限り、車両登録後の申請を認め、申請受付期間において申請手続き（交付申請書〔様式1〕の提出）を行うことで、助成の対象とします。

【送付書類】

・CNG車、ハイブリッド車【県ト協・全ト協・国土交通省の協調助成】

- ① 低公害車導入促進助成金交付申請書（5枚複写式） … 1部
※1枚目は県ト協、5枚目は申請者の控えとなります。
- ② 見積書(写) ※協会指定書式 … 1部
- ③ 国土交通省の補助金に係る交付予定枠の申込書(写) [割賦購入は補助対象外] … 1部
※③は運送事業者が車両1台ごとに作成し、別途、正1部を運輸局に提出して下さい。

・環境対応型ディーゼル車【県ト協のみの助成】

- ① 低公害車導入促進助成金交付申請書【環境対応型ディーゼル車用】（様式1） … 1部
- ② 見積書(写) ※販売会社（ディーラー）からの見積書 … 1部

2. 交付決定

交付申請書を受領し、書類を確認後、順次交付決定を行います。（概ね2～3週間で申請者に交付決定通知書を送付。但し、環境対応型ディーゼル車については、概ね1～2週間で申請者に送付。）

なお、登録まで日数がない場合は、必ず事前に県ト協に連絡をして下さい。

3. 実績報告・支払い

- (1) 購入(割賦購入含む)

車両の登録完了から1ヶ月以内に実績報告書を送付して下さい。

ただし、領収証を期限内に添付できない場合は、3ヶ月以内に領収証とセットにして実績報告書を送付して下さい。（平成30年2月末日まで）

また、環境対応型ディーゼル車【県ト協のみの助成】に限り、一時的な所有権の留保を認めることとしますが、実績報告書の提出期日までに必ず所有権留保を解除し(割賦購入を除く)、新旧の自動車検査登録証の写しを添付して下さい。(CNG車・ハイブリッド車【県ト協・全ト協・国土交通省の協調助成】では認められませんのでご注意ください。)

支払いについては、原則として月末締め、翌月の支払いとします。(土曜、日曜にあたる場合は、その後の平日)

(2) リース

車両の登録完了から1ヶ月以内に実績報告書を送付して下さい。(平成30年2月末日まで)

支払いについては、リース会社からの請求書と実績報告書を照合して、リース会社へ直接支払います。

【送付書類】

- | | |
|---|------|
| ① 低公害車導入促進助成事業実績報告書(購入用又はリース用) | … 1部 |
| ② 自動車検査登録証(写) | … 1部 |
| ③ 領収証(写)、割賦販売契約書(写し) 【購入のみ】 | … 1部 |
| ④ リース契約書(写) 【リースのみ】 | … 1部 |
| ⑤ 国土交通省の補助金に係る交付予定枠の内定通知書(写) [CNG車・ハイブリッド車のみ] | … 1部 |
| ⑥ 国土交通省の補助金に係る実績報告書 [CNG車・ハイブリッド車のみ] | … 1部 |

※⑥は正1部、写2部を環境優良車普及機構に提出して下さい。(リースの場合、リース会社が作成し提出する。)

4. 変更等の諸手続

交付決定後に申請内容を変更する場合は変更届を、導入を中止する場合は取下届を速やかに県ト協へ提出して下さい。

- ・ **変更届**…①車両型式の変更(車両クラスの変更を伴わないもの)
 - ②申請台数の減車
 - ③使用本拠位置の変更(県内に限る)
 - ④大幅な登録予定日の変更
 - ⑤その他軽微な変更事項
- ・ **取下届**…①助成額の増額を伴う変更
 - ②導入の中止
 - ③その他の変更できない事項

※環境対応型ディーゼル車は、登録予定日から1ヶ月以内に実績報告ができない場合、登録予定日の変更届、又は取下届の提出が必要です。

5. 財産の処分制限等

低公害車導入促進助成金交付要綱第11条、12条に該当する場合は、財産処分等の制限期間が経過するまでの期間に相当する分の助成金の返還を求めることがあります。

ただし、協調団体(全ト協、国土交通省)が承認し、以下に該当する場合は、原則として助成金返還の対象とはいたしません。

- (1) 処分等の理由が自己の責によらないと判断されるもの
- (2) 処分等がやむを得ないと判断されるもの

助成金の返還の対象としない場合であっても財産処分等届を事前に県ト協へ提出して下さい。